

中国の歴史

問合先 自治振興課

先日、泉佐野市の高齢者のみなさんに中国の紹介をしたときに、誰もが中国の歴史に非常に興味を持ってくれたので、今回は中国の歴史について簡単に紹介します。

中国大陸では、古くから文明が発達しました。中国文明と呼ばれるものは、大きく分けて黄河文明と長江文明の2つがあります。黄河文明は、畑作が中心、長江文明は稲作が中心でした。中国の歴史は総称して「上下5000年」と呼ばれています。つまり、有史以来5,000年が経過しています。中国のいくつかの重要な王朝を簡単に紹介します。

商と周 中国の礼儀、文化の基礎を築いた。

秦（紀元前221年～紀元前206年） 秦の成立は単なる中国の統一に終わらず、皇帝号の創始・行政区分の確立・万里の長城の建築などの点で中国と呼ばれる存在を確立したという意味で非常に重要。そのために秦以前のことを先秦時代と呼ぶこともある。

漢（紀元前206年～220年） 民族としての「漢民族」、エスニックグループとしての「漢人」「漢族」、そして漢字、漢語、漢風などの特定文化をさす「漢」は漢王朝の名に由来している。（漢王朝の時代に古代中国文化が完成したため、畏敬の念を込めて漢王朝が回顧されることが中国では一般的である）

唐（618年～907年） 唐は、中国の王朝である。李淵（りえん）が隋（ずい）を滅して建国した。中央アジアの砂漠地帯も支配する大国で、中央アジアや、東南アジア、北東アジア諸国、例えば朝鮮半島や渤海、日本などに、政制・文化などの面で多大な影響を与えた世界帝国である。

宋（960年～1279年） 宋は、中国の王朝の一つ。趙匡胤（ちょうきょういん）が五代最後の後周（こうしゅう）から禅譲を受けて建国した。国号は宋であるが、春秋時代の宋、南北朝時代の宋などと区別するため、帝室の姓から趙宋とも呼ばれる。

明（1368年～1644年） 明は、中国の歴代王朝の一つである。明朝あるいは大明とも号した。朱元璋（しゅげんしょう）が元を北へ逐って建国し、滅亡の後には清が明の再建を目指す南明政権を制圧して中国を支配した。漢民族は最後に支配された王朝。

清（1644年～1912年） 清（しん）は、清朝、大清国ともいい、1616年に満洲において建国され、1644年から1912年まで中国とモンゴルを支配した最後の統一王朝である。首都は盛京（瀋陽[しんよう]）、後に北京に置かれた。

1949年に毛沢東は今の新中国を創立した。



国際交流員 趙鑑

今月の中国語

历史（リース）：歴史
 礼仪（リ イ）：礼儀
 文化（ウエン ファ）：文化



ネット通販「お試しだけと思ったのに定期購入！」に注意

【事例1】
 白髪によいというサプリメントを美容関係アプリで見つけ、お試しで購入。口の周りがかゆくなるような感じで合わないと思い8日後に解約を申し出た。解約を了承されたが、2回目を受け取っていないのに6千800円を請求された。業者に連絡しても繋がらない。

【事例2】
 初回1000円というダイエットサプリメントをスマホで申し込んだ。お試しが届いた10日後位に4カ月分が届き、39,600円を請求された。驚いて業者に電話したが、注文画面に書いてある支払わないと解約できないと言われた。

【解説】
 健康食品や化粧品など、ネット通販の定期購入トラブルが増加しています。数年前は広告表示が十分でなく、業者に指摘して解約できることもありましたが、最近では契約内容や解約条件が規約にきちんと書かれており、解約に応じな

いことがほとんどです。
 事例1はセンターから業者に確認したところ「2回目以降の解約は1回目の商品到着後2日以内であるが、解約申出は80日のため、3回目以降の解約になると説明を受けました。2回目の商品配達完了通知を宅配業者から受け取っています」とのことだった。しかし、相談者は受け取っていないと主張するので、再度、業者から2回目の商品を発送し、代金6,800円を支払うことで合意しました。

事例2に関してはセンターで申込画面を確認したところ、赤字で「必ずご確認ください」とあり、規約には1・2回目の請求を支払わないと解約できないという表示もあり規約や解約条件を明記していたため、センターから交渉しても返金などは難しいことを伝えた。

契約内容や解約条件をよく確認しないと、事例1・2のような思わぬ契約内容になっていることがあるので注意が必要です。

アドバイス

「お試し1000円」「初回500円」「送料のみ」など、お得と思わせる大きな表示に惑わされないで、定期購入になつていないか、契約内容をしっかり確認しましょう。定期購入期間に縛りがある場合は支払総額の表示義務もあります。特に解約条件にも注意しましょう。

スマホでの申込時には契約条件、解約条件の文字を拡大してしっかりと確かめましょう。

何か困った時は、消費生活センターへご相談ください。